

東弁25人第160号  
2013年9月3日

内閣総理大臣  
安倍晋三 殿

東京弁護士会  
会長 菊地 裕太郎

## 人権侵害救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴殿に対し、下記の通り勧告いたします。

### 記

#### 第一 勧告の趣旨

申立人は、1950年（昭和25年）●●月●●日に電気通信省（当時）を共産黨員であることを理由として免職された。

これは特定の思想・信条を理由とする差別的取扱いであり、思想良心の自由、法の下での平等、結社の自由を侵害する違法なものである（憲法19条・14条1項・21条1項）。申立人は、この免職によって、名誉が害されただけでなく、生活の糧を失うことにより苦しい生活を強いられるなどの被害を被ってきたが、未だ、何の名誉回復も補償もなされていない。

よって、当会は、国に対し、申立人について、申立人がすでに高齢であることを鑑みて、可及的速やかに、名誉回復や補償を含めた適切な措置を講ずるよう勧告する。

#### 第二 勧告の理由

##### 1 本件事案の概要

申立人は、19●●年（昭和●●年）に当時の公務員制度の下、公務員に採用され、戦時中は軍務に就いた後、昭和22年の国家公務員法施行に伴い、国家公務員（逓信事務官、後に電気通信事務官）の立場にあったものである。

申立人は、1950年（昭和25年）●●月●●日、免職となった。処分説明書には、根拠規定は、国家公務員法78条3号（職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これ

を降任し、又は免職することができる。三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合)、処分理由は、「貴職は、共産主義者で公務上の機密を漏洩し、公務の正常な運営を阻害する等秩序をみだす虞があり、公務員として適格性を欠く者と認めるとある。

そこで、申立人に対する免職が、共産主義者であることを理由になされた、いわゆるレッドパージの免職であり、憲法に反する人権侵害行為であるところ、現在に至るまで、何らの名誉回復も賠償も行われていないため、その救済を求めて行われたのが本件申立である。

## 2 公職レッドパージの概要

ア 1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾し、同年9月2日、降伏文書に調印をし、占領下での戦後復興が始まる。1948年9月に朝鮮民主主義人民共和国の成立、12月に中国人民解放軍の北京入城という緊迫する国際情勢のもとで、日本の経済復興をめざしたアメリカは、1949年には「賃金三原則」「経済安定九原則」等を発表するなど、インフレ抑制政策（デフレ政策）を行い、そのため、倒産、賃金遅配、大企業での合理化などがあいついだ。

イ 日本政府は、1949年4月4日には、「団体等規正令」を公布施行し、これにより法務府特別審査局（特審局）を設置し、共産党員の届出・登録を要求した（1950年3月現在、10万8692名の共産党員が登録された。なお、これがレッドパージの対象者選定に利用されたといわれている）。

ウ 連合国最高司令官マッカーサーは、1950年5月3日の憲法記念日における声明で共産党の党名をあげて同党を非難し、共産主義者の排除の意向を表明した。マッカーサーは、1950年6月6日付吉田首相宛書簡で共産党中央委員24名の公職からの追放を、次いで翌7日付吉田首相宛書簡で共産党中央機関紙「アカハタ」の編集責任者17人の追放を、朝鮮戦争が勃発した翌日である26日付吉田首相宛の書簡で「アカハタ」の30日間発行停止を、同年7月18日付吉田首相宛書簡でアカハタ及びその後継紙並びにその同類紙の発行に対し課せられた停刊措置を無制限に継続することを指令した。

エ 1950年7月22日、日本政府は「官庁業務の正常な運営を害するおそれのある」共産党員又はその同調者を政府機関から排除することを閣議決定し、これを同年5月に成立した「行政機関職員定員法」に基づく人員整理（行政整理）に含めて行うことが確認され、中央の各行政機関や地方公共団体で、

共産党員及び同調者の排除が実施されていった。

当時の新聞報道等によれば、1950年8月に入ると、日本政府は国家公務員の「赤色分子」の動向について調査を進め、すでに追放者リスト作成も相当進んでいた。

1950年8月23日、大橋法務総裁と岡崎官房長官が公務員のレッドページについて協議をし、「国家公務員は国家公務員法第78条第3号を適用する」等の方針を決めた。

さらに、9月5日には「共産主義者等の公職からの排除に関する件」が閣議決定され、9月11日には各省次官宛通達として「脱党者取扱要領」と「次官会議に諮るべき事項」が「閣議決定に伴う次官会議の申し合わせ」として内閣官房副長官から出され、9月12日には「共産主義者等の公職からの排除に関する件」が閣議了解された。

### 3 申立人に関して認定した事実

ア 申立人は、19●●年（大正●●年）●●月●●日生まれである。

申立人は、19●●年（昭和●●年）、通信省の公務員試験を受け合格し、東京市逓信局庶務課に配属された。その後、同市逓信局が東京地方逓信局と合併したため、東京逓信局総務部総務課配属となり、1944年（昭和19年）●●月●●日には、一旦休務となり、海軍省第4艦隊司令部付第10海軍軍用郵便所本部員に出向した。

戦後、従軍解除により原局に復帰し、19●●年（昭和●●年）●●月、東京逓信局秘書課勤務となった。その後、19●●年（昭和●●年）●●月に通信省大臣官房営繕部に勤務中、国家公務員法が施行され、逓信事務官となった。

1949年（昭和24年）11月、通信省が郵政省と電気通信省に分割された。これに従い電気通信省経理局会計課に配属され、電気通信事務官を拝命した。

1950年（昭和25年）●●月●●日、免職となった。

イ 1950年（昭和25年）当時、申立人は共産党員であったが、公務員として適格性を疑わせる具体的な事実があったとは認められない。手許で保管されている「処分説明書」には、根拠規定は、国家公務員法78条3号（職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合）、処分理由は、「公務上の機密

を漏洩し、公務の正常な運営を阻害する等秩序をみだす虞があ（る）」とあるが、そのように判断した具体的な事情を明示していない。むしろ、かかる記載の直前には、「共産主義者で」とあることから、共産主義者であることを唯一の根拠に、免職処分が行われたことが推認される。

ウ さらに、申立人が免職処分を受けた1950年（昭和25年）●●月は、前項で指摘したとおり、同年7月22日、9月5日および9月12日の共産主義者を公職から排除することを決めた閣議決定の直後であり、根拠規定も、当時の法務総裁と官房長官が協議したとおりの条項である。

以上より、申立人に対する免職は、共産主義者であることを理由になされたいわゆるレッドパージによる免職であると認定することができる。

#### 4 判断

ア 日本国憲法（1947年〔昭和22年〕5月3日施行）は、思想・良心の自由（19条）、法の下での平等（14条）を規定しており、特定の思想・信条を有していたとしても、そのことを理由に不利益な取扱いを受けることがないことを保障している。

また、結社に参加する自由（21条1項）も保障されているので、特定の政党に参加することを理由に不利益取扱いを受けることもない。

イ ところが、前項で認定したとおり、申立人は、共産党の党员で、共産主義者であることを理由に、国家公務員の地位を免職されているので、この免職は、憲法の上記規定に反しており、申立人の人権を侵害するものである。

ウ この点、当時の共産党は、暴力主義的に革命を実現することを党是としていたことをもって、憲法秩序の基礎を暴力により破壊することを目的とする思想や結社は、現憲法下においても認められないとの考え方もあり得る。

しかし、我が日本国憲法は、このようないわゆる「戦う民主主義」の考え方を肯定するものではない。内心の自由は絶対的なものであり、この外部への表明の一手法である表現の自由や結社の自由は、人の人格に直接かかわるものとして、最も尊重されなければならない。

また、共産党やその構成員の一部が暴力主義的な革命を目指していたからといって、そのような同じ考えを有しているか否かを考慮することなく、共産党员であることから、直ちに申立人を免職することについても、何ら合理性を肯定できない。

エ 次に、本件の免職が行われた1950年当時は、未だGHQによる占領下にあり、最高司令官のマッカーサーの指示があったために、政府は、同司令官の免職する旨の指示に従わざるを得なかったとの評価も考えられる。

しかし、マッカーサーの指示は直接国民を拘束するものではなく、占領下の日本統治は、日本国憲法および日本の諸法令によって行われた。申立人らの免職が国家公務員法の規定を根拠に行われているのもかかる証左である。

また、本件免職がなされた後間もない1952年には、日本は、連合国との間で、講和条約（サンフランシスコ平和条約）を締結し、完全に主権が回復していながら、その後、免職の撤回や名誉回復、補償などの措置は一切行われていない。

オ 以上、申立人に対する免職は、憲法14条、19条および21条1項に反する違法なものである。しかるに、国は、申立人に対して、名誉回復や補償の措置を一切行っておらず、免職から60年以上経過したのに、これを放置したままである。

## 5 結論

よって、頭書のとおり、勧告する。

以 上